

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十四年三月二十一日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十四年六月二十七日

港区長 武井雅昭

記

一件名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解

二当事者 原告 東京都江戸川区北葛西四丁目十六番一号

東京ワールド交通株式会社

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

東京ワールド交通株式会社は、平成二十二年十一月十七日、港区芝浦四丁目二番先三田警察署前交差点において、庁有車と同社所有の乗用車が接触した交通事故により、損害を被つたとして、平成二十三年七月八日、港区に対して損害賠償を求める民事訴訟を東京簡易裁判所に提起した。その後、本件訴訟は、東京地方裁判所に移送された。

#### 四 和解条項

弁論手続の進行中、東京地方裁判所からの和解の勧告を踏まえて、原告及び被告が協議した結果、次のとおり和解した。

- (一) 被告は、原告に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、十一万三千六百七十九円の支払義務があることを認める。
- (二) 原告は、被告に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、十万六千九百六十九円の支払義務があることを認める。
- (三) 原告と被告は、(一)と(二)の債務を対当額で相殺することに合意する。
- (四) 被告は、原告に対し、(一)の金員中、(三)の相殺によって控除した残金六千七百十円を、平成二十四年四月二十日限り、次の預金口座（口座名義等省略）に振り込む方法により支払う。

- (五) 原告は、その余の請求を放棄する。

- (六) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもの

(七) のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。  
訴訟費用は、各自の負担とする。